資 料

1	諮問文	•	•	•	1
2	渋谷区立学校の在り方検討委員会条例	•	•	•	2
3	渋谷区立学校の在り方検討委員会施行規則	•	•	•	4
4	渋谷区立学校の在り方検討委員会委員名簿	•		•	5
5	渋谷区立学校の在り方検討委員会審議経過	•			6
6	答由 畫				7



2 渋教教政発第 4 0 号 令和 2 年 6 月 1 8 日

渋谷区立学校の在り方検討委員会委員長 宛

渋谷区教育委員会

諮 問 書

渋谷区立学校の在り方検討委員会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、理由を添えて諮問します。

記

1 諮問事項

- 一. 学校施設の目指すべき姿(教育諸課題の検討を含む) について
- 二. 施設整備の考え方について
- 三. 学校施設の長寿命化計画の策定について

2 諮問理由

渋谷区の学校施設は、昭和40年代から50年代にかけての児童・生徒数の急増時に建設されたものが多数あり、その多くで老朽化が進行している状況である。学校施設においては、老朽化対策はもとより、渋谷区基本構想に掲げる「ダイバーシティとインクルージョン」の理念を踏まえつつ、ICTの活用を含めた多様な学習方法や児童生徒への対応等、これからの時代に適した教育環境を整備していくことが重要である。そして、放課後の児童の貴重な居場所であることのほか、災害時の避難所や地域コミュニティの拠点としての視点も踏まえて、今後の学校施設整備の方向性を検討していく必要がある。そこで、「学校施設の目指すべき姿」を明らかにするとともに、「施設整備の考え方」を整理し、「学校施設の長寿命化計画」を策定するための検討・審議を求めるものである。

3 検討期間

令和2年度中とする。

○渋谷区立学校の在り方検討委員会条例

平成24年10月19日 条例第41号

(設置)

第1条 渋谷区立の小学校及び中学校(以下「区立学校」という。)に関する 課題を検討するため、渋谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の 附属機関として、渋谷区立学校の在り方検討委員会(以下「委員会」とい う。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議 し、答申する。
 - (1) 区立学校の適正規模及び適正配置に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他の教育委員会規則で定める者のうちから 教育委員会が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から委員会が第2 条の規定による答申を終える日までとする。
- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員が選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委 員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で 議決したときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、 意見を聴くことができる。 (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 2 9 年渋谷区条例第 8 号)の一部を次のように改正する。
 - 4 1 渋谷区立学校の在り方検討委員会 委員長 1 8,000円 委員 1 2,000円

(渋谷区公契約条例の一部改正)

3 渋谷区公契約条例(平成24年渋谷区条例第32号)の一部を次のように 改正する。

(次のよう略)

○渋谷区立学校の在り方検討委員会条例施行規則

平成24年10月19日 教規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋谷区立学校の在り方検討委員会条例(平成24年渋谷 区条例第41号。以下「条例」という。)に基づき、渋谷区立学校の在り方 検討委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとす る。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから渋谷区 教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

3人以内

(2) 区民

10人以内

(3) 区職員

2人以内

(4) 区立学校の校長会代表又は教職員経験者

5人以内

(傍聴)

- 第3条 傍聴人の定員は、原則として傍聴席の範囲内とする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴については、渋谷区教育委員会傍 聴規則(平成14年教育委員会規則第3号)の例による。

(議事録)

- 第4条 委員長は次に掲げる事項を記載した委員会の議事録を作成しなければならない。
 - (1)委員会の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3)議事日程
- (4)議事の顛末
- (5) その他委員会の経過に関する事項

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

渋谷区立学校の在り方検討委員会 委員名簿

	氏	名	選出区分	役 職 等
委員長	秋田	喜代美	学識経験者	東京大学大学院教育研究科長・教育学部長、 教授
副委員長	髙橋	儀平	学識経験者	東洋大学名誉教授
委員	杉山	芙沙子	学識経験者	一般社団法人 次世代 SMILE 協会 代表理事 渋谷スポーツ共育プラザ&ラボ"すぽっと"代表
委員	大西	岳之	区民	
委員	鷲頭	和江	区民	
委員	末岡	真理子	区民	
委員	佐藤	夏生	区民	
委員	財津	宜史	区民	
委員	三浦	健人	区民	
委員	加納	一好	校長会代表	幼稚園園長会代表(千駄谷幼稚園長)
委員	鈴木	優子	校長会代表	小学校校長会代表(鳩森小学校長)
委員	山本	茂浩	校長会代表	中学校校長会代表(広尾中学校長)
委員	富井	一慶	区職員	教育振興部長
委員	松本	賢司	区職員	経営企画部長

※在任期間は全て、令和2年6月18日~令和3年3月31日

渋谷区立学校の在り方検討委員会 審議経過

	開催日	主な審議事項
第 1 回	令和2年6月18日(木)	・委嘱状交付・教育長挨拶・委員長、副委員長選出・諮問・委員会の運営について・区立学校の現状について・今後の会議の進め方について
第2回	令和2年7月28日(火)	・学校施設の目指すべき姿について
第3回	令和2年9月16日(水)	・学校施設の適正規模・適正配置について
第4回	令和2年10月16日(金)	・第2回、第3回の意見の整理・学校施設の目指すべき姿について
第 5 回	令和2年11月12日(木)	・学校施設の目指すべき姿について ・渋谷区学校施設長寿命化計画 素案について
第 6 回	令和3年2月5日(金)	・パブリックコメント実施結果について・答申案について



渋谷区教育委員会 教育長 豊岡 弘敏 様

> 渋谷区立学校の在り方検討委員会 委員長 秋田 喜代美

答 申 書

令和2年6月18日付け2渋教教政発第40号の諮問事項について、次のとおり答申します。

記

1 渋谷区立学校の在り方検討委員会の総合的見地

これまで当委員会において審議されてきた「渋谷区学校施設長寿命化計画」は、渋谷区立の学校施設の老朽化が進む中、教育委員会が所管する小・中学校及び幼稚園施設について、現状の把握・分析に基づき、老朽化対策はもとより、渋谷区基本構想に掲げる「ダイバーシティとインクルージョン」の理念を踏まえつつ、ICTの活用を含めた多様な学習方法や児童・生徒の発展的な学びの保障への対応等、これからの時代に適した教育環境を整備していくための基本的な考え方が記されています。さらに、その内容には、「学校施設の目指すべき姿」など、当委員会において、これからの新しい時代を意識し、ハード面のみならずソフト面も含めて先見的な視野から多角的に審議されたものを集約しています。

これを踏まえ、当委員会としては、今後、教育委員会において学校施設長寿命化計画を策定及び推進するに当たり、留意すべき事項として以下の点について取り組まれることを望みます。

2 学校施設長寿命化計画の策定及び推進に当たっての留意事項

(1) 未来を見据えた学校づくり

学校は、児童・生徒と教職員が日々生活する場所であるだけではなく、その学びを見守り、育てる大切な場所です。さらに、地域の人たちの活動が加わることで、より深い学びとなり、社会へと広げていくことが可能となります。

学校における未来を見据えた学びを実現するためには、学校施設や学習空間そのものを変える必要があり、ハードとソフトがそろって初めて本当の学びが実現するものです。当委員会では、そうした視点のもと、学校施設の目指すべき姿を審議しており、今後、教育委員会においても、これを念頭に置き、その具現化に向けた研究・検討を進めることを期待します。

(2) ポストコロナとその先を見据えた学校の在り方

新型コロナウイルス感染症の拡大は、まさに当委員会の審議期間と並行しており、社会の仕組みや価値観が大きく変わる中、当委員会での審議内容は、ポストコロナとその 先を見据えた学校づくりに対応したものとなっています。

これまで当委員会で審議されてきた、従来の同質的・画一的な教室環境を見直し、学習空間や生活空間にゆとりを持たせ、可変的な空間で学びの場を構成するという考えは、「ニューノーマル」への対応はもとより、新しい時代の学びを支える環境整備となるものです。

また、これからの新しい時代において、学校での学びを継続するためには、オンライン環境を強化し、デジタル空間とフィジカル空間を融合させた新たな学びの構築も必要です。フィジカル空間でしかできない学びを追求しつつ、多様な学び方を支援していくため、これからの技術革新の進展を見据えた新しい時代の学校施設を整備する必要があります。

教育委員会においては、これまでの常識が大きく変化する中、長きにわたり固定化されてきた学びの概念を見直し、デジタルとフィジカルの双方を効果的に組み合わせたり、融合させたりするなど、如何なる事態が起きても柔軟に対応できるような学びとそれを支える学習空間を目指していく必要があります。

(3) 学校におけるバリアフリーの推進

学校施設においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の改正及び文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂を踏まえ、障がい等の有無にかかわらず、誰もが利用しやすいように整備するとともに、災害時に避難所として使用される場合に、配慮が必要な高齢者や障がい者等が利用することを想定して整備を進めていくことが必要です。

例えば、避難所として使用される屋内運動場等から車椅子使用者用トイレに円滑に アクセスできるよう、車椅子使用者用トイレや経路を適切に整備する必要があります。 また、建物内部だけでなく、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円 滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要です。

さらに、新学習指導要領に基づき、学校で心のバリアフリー教育が実施されることを 契機に、誰もが子供の頃から心のバリアフリーを意識することができるよう効果的に 推進する必要があります。

(4) 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備と適正規模

当委員会での学校の適正規模・適正配置に関する審議では、少人数によるきめ細かな 指導体制・環境整備について、今後の国等の動向を踏まえた検討が必要であるとしてき ました。これに関して、令和2年12月に、国から計画的な整備の考えについて方向性 が示されており、学校施設長寿命化計画においても、国の方向性を踏まえた計画とする 必要があります。 また、適正規模等については、当委員会の審議においても、小規模校・大規模校それぞれにメリット・デメリットがあるものの、学校の教育環境は、様々な条件により総合的に整えられるものとしています。学校の規模及び適正化を図ることは、子供の成長にとって望ましい教育環境を構成する重要な要件であること、また、学校規模や配置などの物理的側面が、子供同士の人間関係、学校としての教育指導や学校運営に様々な影響を与えることから、子供たちが一体感のある充実した集団生活を展開し、豊かな学校生活を送るためには、様々な観点からより望ましい学校規模を検討していく必要があります。

このため、教育委員会においては、引き続き、今後の国等の動向を踏まえながら、子 供の教育環境の改善を中心に据えた適正規模・適正配置の検討を進めていくことが重 要です。

<少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について>

■ 学級編成の標準の計画的な引き下げ

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
小学校	小2	小3	/\ 4	d\ 5	小6	
(40 人→35 人)	/1, \(\infty\)	/1, 9	/J. 4	小 5		

(文部科学省資料より抜粋)

(5) 学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化

学校施設と他の公共施設等との複合化は、各公共施設を単独で整備する場合よりも 高機能で多機能なものとしたり、児童・生徒を含めた地域住民同士の交流の機会を創出 したりするものとなり得るものです。

また、学校施設との併設という特徴を生かすことで、児童・生徒の多様な学習形態や体験活動を可能にし、学校生活を通して課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習、いわゆる「アクティブラーニング」など、学びを深く豊かにすることを促す施設環境づくりの一つの手法としても期待されます。

さらに、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承などを 通して、地域のコミュニティの形成にも寄与するほか、様々な人材が集まるという特徴 を生かし、学校運営への支援が行われることなども期待できます。

こうしたことから、今後、教育委員会において他の公共施設との複合化を検討するに 当たっては、単なる施設の合築ではなく、地域特性を踏まえながら、学校の特色づくり や地域との連携等による教育上の効果が期待でき、学校本来の機能と地域コミュニティの充実との相乗効果による新たな価値が創出されることを目指した検討を進めてい く必要があります。

(6) 学校施設長寿命化計画の推進

学校施設長寿命化計画の確実な推進に当たっては、推進体制の構築と将来のコスト 負担を縮減するための創意工夫が求められます。

学校施設を含む公共施設については、今後、人口減少や少子高齢化等による利用需要の変化等に対応するために、区内全体の施設の状況を把握し、長期的な視点から公共施設の更新・統合・長寿命化を行い、財政負担の軽減・平準化、最適な配置を実現していくことが求められると認識しています。

こうした背景からも、将来を見据えた学校施設の実現に向けて、教育委員会と区長部局の関係所管が連携・調整を図り、知恵を出し合い、新たな学びのビジョンを共有しながら、計画を着実に進めていくことが重要です。

また、新しい学びのための施設は、貴教育委員会がこれまで経験したことのないものとも考えられます。このため、外部専門家等の経験や、新しい施設に対する豊かな発想と知識、課題への対応力などを積極的に活用することも有効であると考えられます。

一方、将来のコスト負担に関しては、学校施設長寿命化計画のとおり、今後、改築・ 大規模改修のための多額の財政的な支出が見込まれ、渋谷区においても、大きな財政負 担となることが予測されます。老朽化した学校施設の計画的な改築・長寿命化改修を確 実なものとするためには、区長部局とも連携しながら、多様な整備手法を検討し、将来 の負担コスト縮減を図る必要があります。

このことから、例えば、区や地域にある資産の有効活用のほか、民間活力を活用し周辺環境との調和を図った施設整備や、民間事業者の能力・ノウハウや資金を活用した新しい事業手法等も検討しつつ、学校施設の老朽化対策の着実な推進のため、児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境の形成に向けた効果的・効率的な整備を進めることが望まれます。

3 答申書別紙

別紙1 学校施設の目指すべき姿について

別紙2 施設整備の考え方について

学校施設の目指すべき姿(別紙1)

学校施設は、教育活動を行うための基本的かつ重要な要素の一つであり、児童・生徒のより豊かで発展的な学びを保障していくためには、充実した施設環境を確保していくことが求められます。

同時に、学校施設は、地域住民等の多くの人々が関わる施設です。渋谷区基本構想では、未来像を「ちがいをちからに変える街。渋谷区」としており、多様性をエネルギーに変えていくダイバーシティ&インクルージョンが掲げられています。人種、性別、年齢、障がい、様々なちがいは未来を動かす力となります。人権に配慮し、子供だけでなく、学校に集う人々の尊厳を守る学校づくりも求められるなど、時代の変化に応じた整備を実施していく必要があります。

一方、当区の学校施設は、1960 年代から 1970 年代にかけての児童・生徒数の急増時に建設されたものが多数あり、その施設の約 75%が建築後 30 年以上を経た現在、建物内外部や設備配管機器等の老朽化が進んでおり、これらへの対応が求められています。

さらに、当区の児童・生徒数が 2025 年をピークに減少に転じる予測であることを勘案し、学校環境の整備を実施する必要があります。このような中で、当区では、施設の安全性の確保を第一とし、さらに、時代の要求に応じて、学習環境や生活環境の向上、地域との連携・協働等も見据えながら、学校施設づくりを進めていきます。このため、下記のとおり「学校施設の目指すべき姿」を掲げ、今後の環境整備に取り組んでいきます。

1 安全性の確保

(1) 建築物としての性能向上

- 学校施設は、児童・生徒や教職員が使用するだけでなく、地域の拠点として多くの人が集う場です。このため、事故や事件等が発生することのない、安全・安心な環境を整えることが不可欠であり、施設・設備の老朽化対策はもとより、安全性及び機能の確保・強化に取り組み、安全・安心な学校施設を目指します。
- 安全性の確保として、構造体の耐震化だけでなく、天井や外壁等の非構造部材やブロック塀などの工作物を含め、学校施設全体の安全性を高めていくことは引き続き重要であり、このため老朽化対策や維持管理をしっかりと行っていくことが重要です。

また、児童・生徒や地域住民等の多様な人々が利用することを踏まえ、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能(ID管理、人的配置等)の確保、地域等に開放するエリアを明確に区分した計画にするなどの配慮も重要です。

(2) 防災拠点としての機能強化

○ 学校施設は、災害時における地域の避難所として重要な役割を担っており、その役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要です。トイレや備蓄倉庫、情報通信設備、電力等の確保を図るとともに、災害時には地域住民にも開放することも想定し、避難所機能を前提としたレイアウトやセキュリティの確保、人権への配慮についても考慮することが重要です。また、障がい者に配慮したトイレやエレベーターの設置等、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが必要です。

例えば、避難所として使用される屋内運動場等から車椅子使用者用トイレに円滑にアクセスできるよう、車椅子使用者用トイレや経路を適切に整備したり、建物内部だけでなく、建物間

や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー 化を目指すことも重要です。

2 学習・生活環境の向上

- (1) 学校施設の多様性を踏まえた機能性・利便性の向上
- 放課後も含めて、児童・生徒の生活の場である学校施設には、特別な支援を必要とする児童・生徒に対しても、安心かつ快適な環境であることが求められます。生活様式の変化や社会の多様性を踏まえ、また、ICT の活用も図りながら、機能性や利便性を高めることが重要です。

(2) インクルーシブ教育の推進

○ インクルーシブ教育の推進に向けて、施設のバリアフリー化や誰もが使いやすいユニバーサルデザインの採用等を一層進めていく必要があります。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正及び文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂を踏まえ、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすいように整備するとともに、子供たちが一緒に学んでいくために教室配置等の動線を工夫し、児童・生徒が円滑に移動できるだけでなく、自然に交流が生まれる計画とすることが重要です。

また、新学習指導要領に基づき、小・中学校で心のバリアフリー教育が実施されることを契機に、誰もが子供の頃から心のバリアフリーを意識することができるよう推進する必要があります。

(3) 主体的・対話的で深い学びを支援する学習空間

○ これからの子供たちは、未来を予測することが困難な社会を生き抜いていく必要があります。 そのために、基礎基本となる知識の定着を図り、知識の応用力、活用力を育むとともに、発達 段階に応じて自ら学び成長し続け、他者と協力して新たな価値観を創造し、自律的に自分の未 来を切り開いて生きていくための力を育む教育が必要です。

今後の施設整備に当たっては、こうした学びに対応できる学習環境の整備が求められています。例えば、フリースペースやラーニングスペースなど、個人や協働で、主体的かつ自由に、自ら学び、考え、判断したことをかたちにすることや、課題発見・調べ学習、グループワーク等の多様な学習スタイルに対応できる学習空間、子供同士の触れ合いやコミュニケーションが活発となる生活空間を検討することも重要です。

○ 子供たちの学びが学校の中から外へと広がるよう、世代を超えた地域の人や企業等が、子供たちと協働し共創するための、学校外にも開かれたオープンスペース等の空間づくりも必要です。協働・共創体験の積み重ねは、学びの領域が学校外にも広がり、子供たちのクリエイティビティの向上にもつながることが期待できます。

(4)変化に対応できる施設整備

○ これらの空間づくりにおいては、従来の同質的・画一的な教室では不十分であり、これからは、様々な学びのスタイルに柔軟に対応できる可変性の高い空間が必要です。従来の教室環境を見直し、学習空間や生活空間にゆとりを持たせ、可変的な空間で学びの場を構成することは、「ニューノーマル」への対応はもとより、新しい時代の学びを支える環境整備となるものです。さらに、中長期的な視点から可変性の高い空間をつくることは、将来的な少子化や新たな学びが導入された場合等にも対応しやすくなります。

このため、当初の設計の段階から、短期、中期、長期のそれぞれの期間に応じた施設整備のフレキシビリティを考慮した計画とすることが重要です。

(5) 教職員の働く場としての機能向上

○ 学校施設は児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもあります。 多様な学びを支える教職員の執務空間についても、教職員間の情報共有や探究の場として有 機的に機能し、チームとして児童・生徒を支援できる環境を整備することが必要です。教職員 がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができる執務環境を確保 することが重要です。これらにより、教職員の負担軽減と働き方を変革していくことが求めら れます。

(6) 学校の特色づくり

○ 学校施設のハード面の機能向上等と合わせて、ソフト面での取組も重要です。学校の教育環境は、様々な要素により総合的に整えられるものであり、未来の子供たちにハード・ソフトの両面からより良い教育環境を検討する必要があります。

AI をはじめとする先端技術の急速な進歩やグローバル化の一層の進展を踏まえると、ICT 教育と外国語教育は、区立学校のスタンダードとして構築することが重要です。その上で、地域特性や「渋谷区まちづくりマスタープラン」等を踏まえながら、産官学民の地域資源をも活かした特色づくりを積極的に進める必要があります。併せて、子供たちが主体的に、「学校らしさ」を作っていくことも、学校の特色・個性につながります。

当区の特色でもある ICT 教育に関しては、様々な分野の学び方に対応した ICT 利活用を進めるとともに、教職員の人材育成はもとより、子供たちが ICT を活用して、自発的に探究し、自ら先導的に学びの場を形成していくことも大切です。

3 地域とともにある学校施設づくり

(1) 多様な人材の参画による開かれた学校運営の推進

- 児童・生徒の豊かな学びや成長のためには、学校だけでなくコミュニティスクール等の地域の参画を得た上で、学校と地域が一体となって教育を推進していくことが重要です。学校は地域のシンボルであり、家庭や地域の関係者の協働・支援により運営されることで、地域との交流が強まっていきます。このため、多様な人材等による学校運営への参画のための執務スペース等の確保や、地域の活動の拠点となるようなスペースを確保することが重要です。
- これまで学校教育は、学校施設の中での学びを中心としてきましたが、これからは、地域や社会の人との交流や協働の中で、現実社会での課題と向き合いながら、探究的な学びを実践していく「拡張された学校づくり」が重要になってきます。このため、学校自身が意識改革を図り、一層、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、施設整備の面からは、児童・生徒が容易に外の社会との関係を構築できる空間づくりが求められます。

(2) 区民施設との複合化、共用化

○ 学校施設については、単に教育施設としての機能を追求するばかりでなく、地域の拠点としてコミュニティの創出につながるシンボル的な存在として捉える必要があります。さらに、多様な人々の利用を前提としたユニバーサルデザインや、避難所としての機能にも配慮すべきです。

○ 学校施設に地域の公共施設の機能を併せて整備することで、施設の高機能化とともに公共資産の最適化を図ることができます。例えば、学校施設の整備と一体的に、図書館やホール、スタジオ等を地域の施設として高機能化して整備し、あるいは学校に標準的に整備されているプールや運動場を地域に開かれた区民施設として整備し、学校と地域が共用することも考えられます。

また、学校施設と他の公共施設等との複合化は、児童・生徒を含めた地域住民同士の交流の機会を創出したり、学校施設との併設という特徴を生かすことで、児童・生徒の多様な学習形態や体験活動を可能にし、学校生活を通して課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習、いわゆる「アクティブラーニング」など、学びを深く豊かにすることを促す施設環境づくりの一つの手法としても期待されます。

さらに、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承などを通して、 地域のコミュニティの形成にも寄与するほか、様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校 運営への支援が行われることなども期待できます。

このように、学校施設を含めた公共施設を地域の施設として活用することで、整備費用の縮減や利用率の向上のほか、地域との連携による教育上の効果、施設管理の教職員の負担軽減、維持管理コストの縮減等も期待できます。

なお、学校施設を地域で利用する場合は、開放エリアをゾーニングし、教育・地域それぞれ で活用するエリアを明確に区分するなどの防犯上の配慮が必要です。

○ 区民施設との複合化に当たっては、単に施設を合築するのではなく、地域特性を踏まえつつ、 学校の特色づくりや地域との連携による教育上の効果が図られることが望ましく、学校本来の 機能と地域コミュニティの充実とが、相乗効果により新たな価値を創出していくことが大切で す。

(3) 地域資源の更なる活用

○ 学校を取り巻く地域資源として、産官学民との連携も重要です。区内には、多種多様な企業等が集積しており、これらの地域資源を最大限活かしながら、継続的に学校の教育的ニーズを解決又は補完するような関係づくりも重要です。

4 今後の教育・学校の在り方

「選ばれる、選んで良かった渋谷区立」となるために

○ 教育環境は、学校施設のみならず教育の本質を含めて、ハードとソフトの双方からより良い 環境を整える必要があります。時代とともに変化する多様な学びのスタイルに、学校は対応し なくてはなりません。

これからの新しい時代において、学校での学びを継続し、子供の豊かな学びや成長のためには、オンライン環境を強化し、デジタル空間とフィジカル空間を融合させた新たな学びの構築や、オンライン環境等を一層活用しながら、周囲の学校・企業等と連携した学習活動や部活動等も考えられます。フィジカル空間でしかできない学びを追求しつつ、多様な学び方を支援していくため、これからの技術革新の進展を見据えた新しい時代の学校施設を整備する必要があります。

これまでの常識が大きく変化する中、長きにわたり固定化されてきた学びの概念を見直し、 如何なる事態が起きても柔軟に対応できるような学びと、それを支える教育環境を目指してい く必要があります。

渋谷区の未来像である「ちがいをちからに変える街。渋谷区」の実現に向けて、ダイバーシティ&インクルージョンの理念のもと、区立学校・幼稚園が一体となり、多様な方策を展開しながら、「選ばれる、選んで良かった渋谷区立」となることを目指します。

施設整備の考え方(別紙2)

学校施設の置かれている実態を踏まえつつ、「学校施設の目指すべき姿」を見据えた整備を進めていくに当たり、より効率的で効果的な施設整備を実施していくため、以下の考え方を基本的な方針として設定します。

(1) 基本的な整備水準の確保

原則として、すべての児童・生徒が、時代の趨勢にあった環境で等しく教育を受けることができるよう、基本的な整備水準を確保して、学校施設の整備を実施します。

(2) 施設の老朽化対策・安全性の確保

施設・設備の老朽化対策や安全性確保を最優先に考えます。

施設の老朽化への対応について、「改築」と「長寿命化」を併用し、統合の見通し等に留意しながら適切な時期に適切な内容の保全や老朽化対策等を実施します。

(3) 多様なニーズへの対応

「学校施設の目指すべき姿」の実現に向けた整備には多額の費用を要し、すべてを一斉に実施することは困難であるため、「優先度」や「整備のタイミング」の検討が必要です。

これからの時代に適した学校施設環境を整えるため、費用対効果や実現可能性、整備のタイミング等をふまえながら、多様なニーズに対応するための施設整備の検討を進めていく必要があります。

「施設整備の考え方」を図示すると、図のようになります。

設の老朽化対策・ 安全性の確保

1. 安全性の確保

学校施設の目指すべき姿

3. 地域とともにある学校づくり

2. 学習・生活環境の改善

今後の教育・学校の在り方

施設整備の考え方

基本的な整備水準の確保

・原則として、すべての児童・生徒が、時代の趨勢に あった環境で等しく教育を受けることができるよう。 基本的な整備水準を確保して、学校施設の整備を実施

施設の老朽化対策・安全性の確保

- 施設・設備の老朽化対策や安全性確保を最優先に考え
- ・施設の老朽化への対応について、「改築」と「長寿命 化」を併用し、統合の見通し等に留意しながら適切な 時期に適切な内容の保全や老朽化対策等を実施

多様なニーズへの対応

- 「学校施設の目指すべき姿」の実現に向けた整備には 多額の費用を要し、すべてを一斉に実施することは困 難であるため、「優先度」や「整備のタイミング」の 検討が必要
- ・これからの時代に適した学校施設環境を整えるため、 費用対効果や実現可能性、整備のタイミング等をふま えながら、多様なニーズに対応するための施設整備を 検討

人命等に関わる支障への対応や、学校運営上不可欠な修繕・工事等は優先して実施

施設・設備の老朽化対策や安全性確保を最優先に考える

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場である

災害時における地域の避難所としての役割等も担っている

施設の老朽化対策

- ・施設の老朽化への対応について、従 来の「改築」を中心とする考え方か ら、適切な維持・保全を行うことで 学校施設の延命を図る「長寿命化」 を併用し、建物の目標使用年数を定 めて、統合の見通し等に留意しなが ら適切な時期に適切な内容の保全や 老朽化対策等を実施する。
- 使用コンクリートが低強度、もしく は1971年以前に建築された建物につ いては、「改築」も一つの選択肢と しつつ、統合の見通し等の地域事情 や財政事情に留意しながら、丁寧な 検討を行う。

分類 改築(建替え)も一つの選択肢としつつ、地域事情や財政事情を元に丁寧な検討が必要である。 ② 1971年以前築(帯筋間隔改正前) ③ 劣化あり 長寿命化が可能である

長寿命化検討

- 建物の「目標使用年 数」を定める。
- 「目標使用年数」まで 長寿命化させるために 必要な、改修等の時期 と内容を決定する。
- ・改修を行う施設の優先 順位を決定する。

改築等検討

- ・改築を行う施設につい て、整備内容・水準・ 規模等を決定する。
- ・改築の是非や、改築を 行う施設の優先順位を 決定する。

これからの時代に適した学校施設環境を整えるため、費用対効果や実現可能性、整備のタイミング等を 踏まえながら、多様なニーズに対応するための施設整備を検討を進めていく必要があります。

安全性の確保

- ・事故の発生防止や防犯機能(ID管理、人的配置)
- 情報通信設備・防災備蓄倉庫・電力等の確保
- ・避難所機能を前提としたレイアウト・セキュリティ
- ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化
- 障がい者に配慮したトイレ、エレベー

- ・多様な学習スタイルに対応できる学習空間
- ・変化に対応できる施設整備
- · ICT・外国語教育への総合的なサポート体制

多様なニーズへの対応

- ・トイレ改修(洋式化・多機能・多様性への配慮 等) ・エレベーター、スロープ整備等による円滑な移動

地域とともにある学校施設づくり

- ・コミュニティスクール等の地域参画
- ・公共施設との複合化
- ・プール・運動場の地域との共用化
- 探究的な学びを実践する「拡張された学校づくり」
- 学校を取り巻く地域資源として、産官学民との連携

多様なニーズへの対



渋谷区学校施設長寿命化計画

発行日 令和3年(2021年)3月 第2版

発行者 渋谷区教育委員会

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町 1-1

電 話 03-3463-1211 (代表)

編 集 渋谷区教育委員会事務局教育政策課